の

職種間

地

域

間

の自

亩

な移動を妨げる。

第二に、ほかの職では自然な範囲を超える競争を意図的に生む。

第三に、

労働·

力と資本

第二部 欧州の政策がもたらす不均衡

第

十章

労働と資本、

職業別の賃金と利潤

物事を完全な自由に委ねない仕組みによって、より重大な不均衡を生み出してい ていても、 主な手段は三つある。第一に、特定の職で参入を本来の水準より絞って競争を弱める。 これまで見てきたとお 労働側と資本側にとっての得失の合計は均されない。 b, 前 述の三要件の いいずれ かが欠ければ、 しかも欧州 自由 が 61 の政 か に徹底 策 は

各職で労働と資本が受ける利益と不利益の均衡に大きな偏りをもたらしている。 この目的のために用いられる主なてこは、 第一に、 欧州 の政策は一部 の職業への参入を不必要に制限して競争を弱め、 都市コーポレーションや同業組合 その結果、 (ギル

ド)に与えられた独占的特権である。 同業組合 に事実上限る。 0 排 他的特 通常、 権 は、 この資格を得るには、 その町で の競争相手を組合資格を持つ自由資格者 町内の有資格の親方の下で徒弟修業 (フリ

第十章

競争を弱めることにある。 を終えることが求められる。 長さを定めるのが通例であり、 徒弟数の枠は競争を直接抑え、 組合の内規は、 狙いは いずれも、 親方ごとの徒弟受け入れ人数や徒弟期間 参入者を自然な規模より少なく抑えて 長い年季は教育費を増やして

間接的に参入を制限する。

科す。 同じ同業組合的精神に基づく。 反者には月五ポンドの科料(半額は国王、 没収される。 人に限る細則を定め、 ノー シェフィールドでは、細則により刃物職の親方は同時に見習い一人までに限られる。 ・フォ 後二規定は王国の公法により追認されたが、その発想はシェフィールドの細則と ーク州およびノリッジ市の織工は二人までで、違反すれば月五ポンドを国王に さらに、 イングランド本国と英領植民地の帽子職人も二人までとされ、 これを撤回するには特別の議会法を要した。 ロンドンの絹織工は法人化から一年足らずで見習いを二 半額はいずれかの記録裁判所で訴えた者) を 違

味の大学が成立した際、文学修士に至る修学年限はこの七年を踏まえたと見られる。 は 0 組合はラテン語本義で「ユニバーシティ」(法人の意)と呼ばれ、 欧 「鍛冶のユニバーシティ」「仕立屋のユニバーシティ」と記された。のちに今日 州では古く、 多くの法人化された同業組合で徒弟期間は通例七年であった。 古い都市特許 これら の意 決に す

第十章 労働と資本、職業別の賃金と利潤(二)

> なわち、 クター) ル アー の称号と、 ツでも適格な師 資格ある親方の下で七年働けば親方となり弟子を取れたのと対応し、 スカラー の下で七年学べば、 (当初は見習いと同義) 当時ほぼ同義であったマスター を付ける資格が与えられた。 (教師 リベ ۴ ラ

工・技芸への従事を、少なくとも七年の徒弟修業を修了した者に限ると定め、従来は各 徒弟法 (エリザベス治世第五年法) は、 当時イングランドで営まれていたすべて の 商

ずとも各職を兼 が と改めた。 同業組合の内規にとどまっていた取り決めを、 通例である。 条文は王国全域に及ぶかに見えるが、 農村の村落では、 ねることが黙認されてきた。 住民の便宜と慢性的な人手不足から、 市場町の全業種に適用される一 実務上の解釈 は 1市場町 七年 に限っ の徒弟を経 定され 般公法

ンドにあった業にのみ及び、 条文を文義どおりに取れば、 その後に生まれた新業種には適用されない。このため、 徒弟法の効力はエリザベス治世第五年以前からイングラ 取

認められず、 締りとして常識外 0 徒弟経験がなくても馬車を自作し、 古くからの車 れ の 区別が生じた。 輪 Ι. の親方から購入すべしとされた一 または職人に作らせてよいとされた。 判例では、 馬車製造業者 に には車輪 方、 車 輪 の 自 工 結果として、 は 作 馬 車 注

3 制 一定当時に存在しなかったマンチェスター、 バーミンガム、ウルヴァーハンプトンの多

くの製造業は、そもそも同法の適用外となる。

が、 総じて、 中核産業である亜麻・麻布の織工と、その補助職 れ、その期間は「コンパニオンシップ(コンパニョナージュ)」と称される。 である。貧しい人の財産は、 でも精肉の小売りが許される。 しでいずれの法人都市でも営業できる。また、すべての法人都市で週の合法日には、 の る職が少なくない。 ンごとに異なる。 町では少額の納付によって任意のコーポレーションの自由資格を得ることもできる。 スコットランドには徒弟期間を全国一律で定める法律がなく、 人が自らの労働に持つ権利は、 フランスの徒弟年限は都市や職種によって異なる。 親方資格を得るにはこれに加えてさらに五年間、 スコットランドほどコーポ 長期であっても小額 この後半の期間、 その腕力と技能そのものにほかならない。 徒弟の一般的な年限は三年で、 すべての所有の根源であり、 レ 当人は親方の「コンパニオン 1 の罰金で一部を短縮できるのが通例であり、 ション法の圧迫が弱い (車輪・糸枠など)の職人は、罰金な パリでは多くの職で五年が要件だ 雇い職人として勤めることを求 精緻な職でも同様である。 最も尊重されるべきもの 国は欧州でも稀である。 年限はコーポ (同行者)」 他人に害を与え レー

ない限り、本人が良いと考える用途にその力と技を用いる自由を妨げることは、この大

切 る な 側 財 の 産を明り 自 由に こも干渉 台 に侵す行為である。 ずる。 誰を雇う か、 それ ふさわしい は働く人の正当な自由のみならず、 か 否 か の 判 断 は 直 接 0 雇 利害を負 配 おうとす 抑

圧 雇 用 的で不当であ 者の 裁量 に 委ねるべきであり、 不適任者の 雇 用 を恐れる立 法者 の 過度 の 心

腕 不足ではなく不正の 所 産であり、 修業年 限をどれほど延ばしても不正は 止 め 5 れ な

徒弟期間を長くしても、

粗悪な品

が市場に出ない保証

にはならない。

粗悪品

の多くは

乱

用

の

防

止

には別種

の

規

制が必要で、

銀器

の

スタ

1

リン

グ

刻印や、

リネ

ン

毛織物

に

押

を確 され かめるが、 る公的スタンプのほうが、 職人が七年の徒弟を経たかどうかまでは気にしな 徒弟法よりも買い 手に確かな安心を与える。 人々は

分だけ得をするので勤勉になりやす 徒 弟の年限を長くしても、 若者の働く意欲は育ちにく 61 が、 徒弟は当 面の 報 61 61 出来高 が乏しく怠けが 払 61 の 職 ちで 工 は あ 働

c 1

た

も早く身につく。 下 廜 の 仕 事 すでは働き 見返 きが ŋ 61 は賃金 の な ι √ 期間 に尽き、 が 続けば、 報 酬を早く得た者ほど労働 若者が仕 事 を嫌うの は自然 を好 然であ み 勤 勉 0 公的 習 價

癖 が つき、 「から徒弟に出された少年は 実務 の戦力になりにく しば 1 例 が多い しば通常より長い年季を課され、 その結果、 怠け

ため特定の仕事に従事し、 な条項を占める。 古代には徒弟制度は存在せず、これに対し近代の法典では師と徒弟の相互義務が重要 口 1 マ法はこの点に沈黙し、 その代わりに師から技能の教授を受ける被用者) 現代の「徒弟」(一定期間、 を正 師 の 利 確 に表 益

すギリシャ語やラテン語も見当たらないとされる。

は親方の利潤も圧縮する。要するに、業や技、いわゆる秘伝の側は損を被るが、公共は 不利になり得る。習得が容易になれば競争が激化し、一人前の賃金は下がり、 無駄にした材料は自己負担とする仕組みにすれば、若者は一層勤勉に、 先の熟練は反復練習なしには身につかない。そこで、最初から出来高払いとし、 場合によっては数日で足り、普通の機械仕事なら数日で十分なことも多い。 まで七年間、 るようになり、 確立し理解されれば、 の の教習を要する 発明は、 長い徒弟期間は不要である。 長い思索の成果であり、 徒弟の賃金を節約できていた分が失われるからである。 教育はより効果的に、 「秘伝」はない。 若者に道具の扱いと機械の構成・組み立てを教えるのに数週間 時計や懐中時計の製作のような高度な仕事でさえ、 無論、 人知の結晶といえる。 しかも短く安く済む。 そうした精巧な機械や、 だが、 損をするのは親方で、 それを作る道具の最 いったん原理と道具が 最終的 注意深く稽古す とはいえ手 には徒弟も 同じ競 失敗で これ 長年 第十章

町

内 7

の

取

引では損得は差し引きゼロ

に近かった。

他方、

周

辺

の

田

園部

との取引では

様

職

分は

規

制

づく

ŋ

ŕ

励

み、

許さ

れ

る限

様

の

制

を他

の

職分に

も認め合

つ

た。

結 た 場

果と

め

各 自

を

レ

シ は

町

内

の

買

61

物

は通常

より

高

値

に

な

っ ŋ

た 同

が、

自 規

分たち

の品も

同

程度に高

く売

ħ

たため、

設置 認ギ 利 次 分たちの 彐 ら 権 市 益 の 法 の 法 れることが多く、 の ン 価 都 ル 特権は、 コ 格 人都 が |を得る。 人の承認だけで足り、 担 F, 納を命じら 市に属し、 の下落と、 品 も直ちに資格を奪 ポ 市 つ [で満 た の 市民 職 統 1 たし 治 シ 人 それ は 懲戒も多くは王ではなく、 れる 3 の の自由を守る盾というより、 仕 過ぎず、 商 納 ンと組合法 のが通 人と職 付 事 に伴う賃金や 金や がより イングランドではさらに王の ゎ 人が 例 れ 科料を払えば勅許は むしろ恒 安い ず、 であっ が設けられ 担 本来は 利 価 つ 常的 て た。 潤 格 で市 61 の低下 コ 持 な不足 た。 た。 下部 たなな 場 1 臣 設立 彼 ポ Ê を防ぐため、 13 たい 出 に保つことで 5 民から金を取り立てる装置とし の諸ギルドを束ね レ うにとっ に際 特権 1 П って シ るからで 勅許が必要であった。 3 € √ L の ての ては、 容易に下り、 行使を黙認され ンとその 自 **、ある。** 明 ぁ 由 白 欧 競 内 捅 [な利 る都 争を ح 規 の 勅許 多くで 抑 の 害 市 0 える 目 る代 は コ 直 的 1 接 の しか ポ は当 İ 0 市 0 わ な

7

61

非 用

公 13

ŋ

に

年

督

的

で

該

王

に大きな利潤が上がり、 都市を支え豊かにした商いの中心はこの対外取引であった。

都 損なう。 市の商人や職人を農村の地主、 利潤の合計にすぎない。 送人や船員の賃金と、 遠隔地から都市に入った原料や製品の一部を農村に回す方法であり、ここでも元値 が自前の労働を少なく差し出すだけで農村の多くの労働の産物を買える状態を作り、 の製造業の利点、 の賃金と、親方、 *がある。* :市の取り分を過大にし、 都市は、 本来、 第一に、 暮らしの糧も産業の材料も本質的に農村に依存する。 社会の年間生産はこの二者で分かち合われるべきだが、 後者で得る分が内国および外国貿易の利点で、 すなわち直接の雇用主の利潤が含まれる。第二に、 受け取った資材の一部を加工して返す方法であり、 それらを用いる商人の利潤が上乗せされる。前者で得る分が都 したがって、 農村の取り分を相対的 耕作者、 賃金や利潤を自然水準より高くする規制 労働者に対して有利にし、取引の自然な均衡を 的に縮め る いずれも実質は賃金と 支払いは大別して二通 他国または国 その価格 その種 「の規制、 は には職 都市 に延 內 都 は 市 0

市の産業は有利に、農村の産業は相対的に不利になる。 品などの量で示される。輸出が高値で売れるほど輸入は安く仕入れられ、その分だけ都 :市が毎年輸入する食料や資材の実質的な支払いは、 その年に都市が輸出する工業製

改良や耕作で成功した人より、 か 欧 (あ, 州では、 どの 都 玉 市 でも、 の `産業が農村より有利かどうか 都市 の商業や製造で小さな元手から巨財を築い 少なくとも百対一 は、 の割合で多い。 細かな計算を要しな ゆえに、 た人は、 より手厚く報 61 観察 農 で 地 明

の

ら

自然に都市 へ集まり、 農村から離れていく。

わ

れるのは都市であり、

賃金も利潤もそこで高

61

資本と労働は有利な用途を求

めて、

な

職

種

に にまで法・

人化が行き渡り、

法人化がなくても、

同業で固まる気風や外来者

の

警

都

市

は人

が

集中しているため、

住民は容易に歩調を合わせる。

その結果、

ごく些

細

戒、 13 を取らないと申 ば毛を梳く職人は、六人ほどで千人の紡ぎ手や機織りの稼働を左右できる。 合わせで抑え込むようになる。 徒弟や技術 本来の作業に見合う水準を大きく超える賃金まで引き上げうる。 の囲い し合わせれば、 込みが広まり、 少人数で成り立つ職ほどこの結束に傾きやす 雇用を事実上独占し、 法規では止めにく 製造全体を自分たちの支配下に 13 自由競争を任意 の 彼らが 61 団 体 :や 申 たとえ 徒 置 弟

付 かなかった。 農村の人びとは各地 玉 の大産業である農業に、 に散在 ل 結束しにくい。 徒弟制 度が必要だとされたこともな 法人化の経験もなく、 組合 の気風も根

美術や自由業に次いで、多様な知識と経験を要する。

各国語で無数の農業書

L

か

L

は聞き取りにくい。 この力を欠くことは稀である。 れている。さらに、天候や偶発に応じて都度手順を変える仕事の指揮には、 冊子で工程を完全に説明でき、フランス科学アカデミー刊『諸技術史』にも実例が示さ 作業運営の知恵を、 の うが、馬や牛で土を耕す者は、健康や力、気性が状況で変わる生きた「道具」を扱 な技能と経験を要する。黄銅や鉄を扱う職人は、性質がほぼ一定の道具と材料に向き合 またはほとんど変わらない作業を指揮するより、 の著者は農夫を見下す調子で語る。対照的に、多くの機械職は図解入りの数ページの小 それらからは、 が著されてきた事実自体が、農業がたやすく理解できないことを示している。 仕事にも的確 かも材料である土も、 農事の采配だけでなく、農村の周辺の多くの仕事も、 ふつうの農夫が当たり前に身につける天候や不測の事態に応じた複雑 な判断と裁量が欠かせない。 それでも、 十分には汲み取れない。 天候や水分、土質によって常に状態が変わる。 一日中一、二の単純作業に専念する職工と違い、 街の職工ほど社交に慣れず、訛りも強く耳慣れない人に 耕作者は無学で愚鈍と見なされがちだが、 それにもかかわらず、 はるか に高度の判断と裁量 般の手工業よりはるか 取るに足らな ゆえに、どちら 常に同じ、 が しかも、 ζ, 2に高度 — 部 な

多様な事象を考え合わせている分、理解力は総じて高い。

農村と都市の庶民層の双方を

11

利率を維持できない。

産業には限界が

あり、

資本が増えれば競争は激化し、

利益

は

避

け

農村労働 そうであっ よく知る人なら、 者 たはずだが、 の地位と賃金が多く この実質的 同業組合法とギルド な優位を理解 がの職 工・製造業者より高 ï てい 的な気風がそれを妨 る。 実際、 13 とされる。 中 菌 [やイ げ T ンド 61 本来なら各地 る。 スタンで

じ ず 典 税など多くの た値 ĺ (型である。 欧 価 州で都 上が 格を上げられる余地を与え、 り分は、 市の 組 規制が支えている。 産業が農村より優位なのは、 合法は国 結 局 内 農村 の 同 の地 業者との自由競争を遮り、 外国製品や外国 他 主 0の規 耕作者・ 制 ギル は外国との 労働者が負担する。 商人の輸 ドやその法だけが 競 都市 争も 入品に 同 側 に課す重 様 が 理 値下げに に に遮る。 それでも彼らが 由 で (V 関 は こうし 追 税 な い込 は , v

て生

ま そ

ħ の 関

高

賃金は製造労働 れ や今世紀初 0 0 喧 種 た必然の帰結である。 英国 噪 の 一では、 た詭弁が 独占に異議を唱えることは少な 頭 が、 都 よりも近づ 市 0 賃金 従属的, 産業 に、 の 都市 優位 な一 ζ, て 農業に投じた資本 部 i s は に資本が る。 か の私益を社会全体の公益だと誤信させるからである。 つてのほうが大きかったようだ。 ح 過剰に 61 れ は 結束の意志も手段も乏しく、 都市 . О 積み上がると、 利 益は商 産 業 の 業 特別 ·製造資本 町 場 の 保護と奨励 の産業だけ 61 まや、 の 利益 商 人や製造業者 農村 では従っ の に、 遅 前 労 れ 来 世 働 て 現 紀 0 0

その方法自体は本質的に遅く、 に負っていることは、後段で示す。同時に、この経路で富裕に至った国があるとしても、 業に投じられ、 がたく圧縮されるからだ。その結果、 もそぐわないことを論証する。 で新たな労働需要が生まれて賃金が上がる。この資本はやがて国土の隅 欧州各地における農村大改良の進展が、この都市に蓄えられた資本の 都市の蓄積が本来は農村の負担の上に築かれていた分の一 不確実で、偶発に妨げられやすく、 これを生み出した利害や偏見、 都市で利潤が低下すると資本は田園 法制と慣習については 自然と理性 々に 部 へ流れ、 広が が、 の秩序に 田 って農 遠

ない。 開催を義務づけたりしてはならない。 つり上げの相談に行き着く。これを自由と正義にかなう法律で完全に禁ずることはでき 同業者が集まれば、 だからといって、 名目が懇親や娯楽であっても、しばしば公益に反する談合や価格 法律がその種の集まりを容易にする仕組みを設けたり、

第三・第四編でできる限り明瞭に解き明かす。

つける手がかりを与えるからである。 会合を促す。 ある町で同業者全員に氏名と住所の公的名簿への登録を義務づける規則は、 <u>万</u>. に面識 のない者どうしをつなぎ、 業界の誰もが他の同業者の所在を見

目立

たぬよう市内に持ち込まれる。

る取り決 同 業の いめは、 者が自主課金を集め、 運用すべき共通 貧困者・病者・ の利害を生み出す。 寡婦 そのために、 孤児の救済に充てられるように この種 の会合は不可 す

きる。 誰 規を定めうるため、 せる力が生まれる。 か 組合が法人格を得ると、会合が不可欠となるだけでなく、多数決の決定に全員を従わ が心変わりすればたちまち崩れる。 自由取引のもとでは、 任意の協定よりはるか これに比べ、 有効な結束は全員一致がなければ成り立たず、 に確実に、 法人組織の多数派 しか る長期 K わたり競 は罰 争を抑 萴 付きの古

制

で

内

頼 立つ職・ す 仕 が 排 るのは組合ではなく顧客であり、 るのが現実的で、 組みをつくる。 同業組合が商業の 他的 人が な組合はこの規律を弱め、 見つからない。 その結果、 彼らは評判と信用だけを資本に働く。 「より良い統治」に不可欠だという主張は成り立たない。 きちんとした出来を望むなら、 多くの大規模な法人都市では、 出来の良し悪しにか 仕事を失う恐れこそが不正と怠慢を抑える。 かわらず特定の職 完成品はその後、 専属特権 最も必要な職種 のな 61 郊外 人を雇 できるだけ でさえ腕 職 の 職 わせる 人を律 工 K 0

労働と資本に関わる職業全体の利害の配分に大きな不平等を生み出してい こうして欧州の政策は、 特定の職種で競争者を本来より少なく制限することにより、

働と資本の利害全体に、前項とは逆方向の新たな不均衡を生じさせてい 欧州の政策は、 いくつかの職域で競争を本来の水準を超えて過度に高め、 労

ス ばすぎまで、全国会議の布告による助任司祭 堂付司祭を一般の徒弟や雇い職人と直截に同列視するのは適切でないかもしれ 甘受せざるをえず、「貧者の競争が富者の褒賞を奪う」事態が生じる。助任司祭や礼拝 者でさえ、教会の人余りの中で職を得るため、資格に見合う水準を大きく下回る報いを 上位者と結ぶ契約に従い仕事量に応じて報酬が支払われる点は同じである。 みに依存し、 でがその職に流れ込むようになった。 金・奨学金・給費・バーサリーが各地に設けられ、その結果、 (現行一シリング相当)、石工職人は日給三ペンス(現行九ペンス相当) (現行貨幣で十ポンド相当の銀量)であった。他方、 部の専門職では適正人数の養成が重んじられ、公費や私財の敬虔な寄付による年 自費完結は稀である。ゆえに、長く高価で骨の折れる教育を自費で受けた キリスト教諸国では聖職者教育の多くがこの仕 (俸給付教区司祭) 同時期の石工棟梁は日給四ペン 通常なら志望しない の通例の年給 と定められ、 + は五 걘 [世紀半 が、 者ま 組

す

ぼは

らしい

·糧

金

教会の体面のため引き上げようとして主任司祭に「本人が甘受しかねな

以上の支払いを課す試みが繰り返されてきたが、

いずれも

効果

は

薄

61

利

61

ほ

ど

の

2

靴 賃金を調整しようとする場合、 か 権 は 通 + わらず年二十ポンド未満の職も少なくない。 分で教務 年 限を与えた。 助 職 任 就 ポ 0 職 ンド 業なら 司 祭に 工が は 0 ねり、 供 兀 € √ いずれも 地 今日では年四十ポンドが 敵した。 給が貧弱だ」として、 方の多くの教区で普通労働者がしばしば得る額でもある。 この大都 助 さらにアン女王治世第十二年法は 任 司 市 祭の年給を上回 ねらい で勤勉な職人が年二十ポンドを下回 主教に年二十 は概して引き下げであるのに対 「上々の待遇」とされる一方、 り、 他方、 棟 <u>;</u> 五. 梁が ロンドンには年四十 + 年 ポンド 助 の三分の一を失業しても 任 の 司 範囲 祭 る例 し、 の 法 [で俸給な はほ 維 助 ポ 持 の 任 立 とんどな ンドを稼 趣旨にも 奨励 を定 法 司 祭 が の賃 職 め 年 が る 不 収 工

第十章 仕 潤 木 |一窮 末端 P 事に対する社会的敬意も薄 嵵 。 一 に愉 過当競争 部が しみを見込んで競り合うため、 貧しくとも、 Ó ため 助任司祭は法定額未満でも応じ、 13 巨 金銭: 額 の受益な 的 報酬をある程度補 一や高位 意図どおり の 聖職 ĸ が 逆に職工賃金は は 教会の名誉を支え、 つ てい 下が る。 ら な しか 11 か らで 雇 用 英国 聖 あ する 職 側 Þ 口 61 が

7

力

1

ij

ック諸国では、

教会の「宝くじ」は実際には必要以上に有利である。

ス

コ

ツー

ń

} ランドやジュネーブ、 領域では、 より控えめな受益でも、 ほかのプロテスタント教会の例は、 学識と品位を備えた人材を十分に聖職 教育を得やすく体 面 呼び込 のある

めることを示している。

因は弱まり、 すれば、競争は急速に過熱し、 とされる法曹 と窮状のため、 固定収入付きの受益ポストがない法曹・医療のような専門職で一定比率を公費で養成 わゆる不遇の文人は、この仮説における法曹や医師とほぼ同じ境遇にある。 やがて当該職域は公的扶助で教育された層がほとんどを占め、 医療の品位は著しく損なわれかね きわめて低い待遇に甘んじざるを得なくなる。 金銭的な報いは大きく下がる。すると親の私費投資 ない。 結果として、 今日名誉職 過剰な人数 欧州各 の誘

された人材の供給過多により、 地で多くは聖職に就く前提で教育を受けながら、 各地で報酬はきわめて低く抑えられてい 種々の事情で叙階できず、 る。 公費で育成

は、 け つけた有用の知を授けることだった。 の執筆より一般に体面が高く公益的で、ときに収入でも勝る。 印 費やす時間と鍛錬、 刷術の登場以前、 文人が才能で糧を得る主な道は、 才覚と学識、 この道は今日でも、 専心はいずれも法曹・医師の大家に匹敵するが、 公私の学校で教壇に立ち、 印刷の普及が生んだ書籍 第一級の教師 になるに 身に 向

第十章 労働と資本、職業別の賃金と利潤(二)

実際、

イソクラテス自身は一人十ミナ(約三十三ポンド六シリング八ペンス)

を取

b,

期で計一千ミナ(約三千三百三十三ポンド六シリング八

アテネで同時に百人を教え、

17

成功した教師はほかにもおり、

ゴルギアスはデルポイ神殿に金の自像を奉納し、

ン

〔通常授業料〕と記

ペンス)を得たという(プルタルコスはこれを彼のディダクトロ

張でないなら、 賢さを教える者は自らも賢くあるべきで、そんな安値で売るのは愚かだと皮肉った。 さ 当局が学生に托鉢や物乞いを許可した例すらあった。 低く見ても四ミナ(約十三ポンド六シリング八ペンス)を受け取っていた計算になる。 報 0 \Box なりやすく、 それでも教師 賃金はもっと低かったに違い 酬 古代において、貧者を高等教育へ導く慈善が未整備であった時分には、 のために筆を執る、 幸福 は今日 正義まで教えると豪語しながら報酬を四~五ミナにとどめる同 よりはるか 対照的に法と医は私費で学んだ少数にほぼ限られるからである。 の 一流教師は少なくとも五ミナ(約十六ポンド十三シリング四ペンス)、 報 いは さらに困窮した文人の競争が 両者ほどには高くない。 に 高かったらしい。 ない。 印刷術以前には、 イソクラテスは 教職は公費教育で育った困窮 ?印刷 学者と乞食はほぼ同義で、 に 吸収されてい 『ソフィスト なけ 時代 批 優れ 判 層 れ た教師 なお、 で過密

ば

教師

糊

に

の

教師

賢

の

派 選んだ事実は、 彼らは現代の同業より公的評価が高く、 時代ほど競争がなく、 力 アテネに戻って学派の教授を再開している。 ヒ :のカルネアデスとストア派のディオゲネスを正式の使節としてローマに送り出した。 ルネアデスはバビロニア生まれで、 クサンドロス ッピアスやプロタゴラス、さらにプラトンも華やかな暮らしぶりだったと伝わる。 学匠への評価 (と父王フィリッポス)から厚遇を受けたアリストテレスですら、 賃金も人物への敬意もまだ下がっていなかったのだろう。 の高さを物語る。 他国人の公職登用に最も慎重だったアテネが彼を 独立都市国家であったアテネは、アカデメイア 当時は理科や諸学の教師が希少で、 しかも のちの なお ア

公共はそこから一層の利益を得られる。 上 くらか損なわれる懸念はあるが、教育費の安さという利点がその小さな不都合を大きく 回る。 総じて、この種の不均衡は公共にとって害よりも益が大きい。公的な教師の威信が 加えて、 欧州の多くで教育を担う学校や大学の制度が現状より合理的になれば、

を妨げており、 第三に、 欧州の政策は、 その結果、 場合によっては各職の損得のバランスに著しい不均衡が生じ 労働や資本が職種 蕳 ・地域間をまたいで自由に移動すること

る

ル

ク

は技術

が

ほ

ぼ共通

で、

平

織

ŋ

の ウ

1

ル

も差は小さく、

リネンやシ

ル

ク

の

織

工なら数

グランドでは例

外的

にリネン製造が

誰

品にでも

開放されてい

るが、

産

地

が

限

られ、

衰退

部

弟 法 は 同 . じ 町 でも 労働者が が職を変える自由を妨げ、 これ に対 しコ 1 ポ レ 1 シ 3

ン

同業組合) の 排他 的 特権は、 同じ職であっても地域をまたぐ移動を阻

同 じ 町でも、 ある製造では 高賃金が続く一方、 別の製造では生活ぎりぎりの賃金しか

得ら それでも至近で人の移動が進まない ħ な 61 前 者は拡張期で人手を継続的 のは、 門に求め、 片方には徒弟法が、もう片方にはそれ 後者は縮小して余剰人員を抱える。 ic 加 え

程 7 排 は 似てお 他的 同業組 り、 合が 理不尽な法が あ ý, 転 なけ 職 ń 移 ば 動をふさい 転業は容易 で である。 ζ, るからである。 たとえば平織 本来、 りのリネ 多くの 製造 ンとシ 工

り、 日 で 好況側 定水準に達しうる。 の賃金の過度な上昇も不況側 ゆえに三部門 の の過度な下落も抑えられるはずだ。 いずれ かが衰えれば、 職 工 は 好況 実際、 な部門 イ 移 ン

の 職 工を広く吸収する受け Ĺ とは なりに < 61 こ の ため、 徒弟法 が 効 く地 域 では、 選

般 択 労働 肢 は 教区 に適さず、 の救貧に 結局 頼 るか は教区扶助 般 労働 に流 に ħ 就 るのが実情である < かか に 限ら れる。 しか b 彼らの 技能 |や習: 性 は

職 か ら職 への自由な労働移動が 妨げられると、 資本の移動もまた滞る。 各部門で使え

, , る資本の量は、 ポ シー 般に、 ショ 法人都市で営業特権を得るのは、 ン法が地域間の資本移動に及ぼす障壁は、 そこで動員できる労働の量に大きく依存するからである。 困窮する職工が就労資格を得るより、 労働移動 への制限ほど強くは とは いえ、 富 な コ

裕な商人にとってはるかに容易である。

法の足かせが主に手工業・製造業の労働を縛るのに対し、 びとが居住資格を得にくく、 障害は、 の由来・経過・現況を概説する価値がある。 で及ぶ。これはイングランドの治安・救貧行政におけるおそらく最大の病弊であり、 欧州では、 少なくとも筆者の知るかぎりイングランドに特有である。 同業組合法が各地で労働の自由な移動を妨げている。 所属教区の外で生計を立てることも認められにく 居住資格の壁は普通労働 他方、貧民法による すなわち、 、貧し にま 組 そ

区の貧民扶助を義務づけ、 が実を結ばなかったのち、 修道院の破壊により、 貧しい人びとは宗教施設からの施しを失った。 毎年救貧監督官を任命し、 エリザベ ス 世治世第四十三年法・第二章が、 教会管理人とともに教区税で必要 幾つかの救済策 各教区 一に自教

この法律は各教区に自教区の貧民扶助義務を課し、その結果、 誰を当該教区の 「 貧 資金を調達する仕組みを定めた

0 |治世第十三・第十四年| 教区の居住資格を得られると定める。 とみなすか が問題となった。 法で確定した。 この点は幾度か ただし、 同法は、 その 四十日日 の変遷を経て、 应 T十日以· 蕳 妨げら 内であれば、 最終的 れずに居住 にチャー 教会管理 すれ ルズニ 理 そ 人

教区へ送還できる。 または救貧監督官の訴えに基づき、二人の治安判 もっとも、 年十ポンド相当の借家を借りてい 事が新来住者を直前の合法的 、るか、 現居住地 教区に 居住 地

担

が

生じないと見込まれる十分な保証を示せる場合は、

送還を免

れ

る。

負

教区 を、 に を外す手口である。 提出した時点からのみ起算するよう改めた。 移住先の教区で住居の場所と家族人数を記した書面を教会管理人または救貧監督官 の 密 制 度運用 かに 移 して四十日間身を隠させ、 には不正も生じた。 これを受け、 ジェームズ二世治世第一年法は、 すなわち、 移住先で居住資格を得させて元 教区役-人が自教区 の貧民 四十日 に に金を渡 0 の 教 無 障 区 害 0 負 扂 住 担 別

を黙認することがあった。 か し実務では、 受け入れ側の教区役 そこで、 住民全体の利害に沿 人が自教区 でも 届出を受けながら放置し、 11 ウ ィリア ム三 世 治世 第 侵

法 結局 は 四十日居住の起算点を「日曜 書面 の告知後に四十日とどまって成立する定住は極めて稀だ、 礼 拝 直後に教会で届出文書を公示した時」 とバ に限定した。 ーン博士は

21

る。 を修了すること、そしてその教区で一年間同一の雇い主の下で雇用され続けることであ 際に納付すること、 告知や公示を要しない取得方法が四つ設けられた。 争わず定住を容認するか、送還して権利の当否を法的に争うかの二者択一を迫られる。 当該者の送還可否に疑念がある場合は、 防ぐことにある。 述べる。これらの法の本旨は、 ぼ不可能になった。 この改正により、 告知は教区に退去手続きを取らせるための圧力にすぎない。 年次の教区役職に選ばれて一年間務めること、 他方、 貧しい人が従来の「四十日居住」で新たな居住資格を得る道は、 他教区で安定して身を立てる可能性を完全には断 定住を認めることではなく、 告知により教区は、 すなわち、 密かに流入した者の定住を 四十日間の滞在を黙認して 教区税の課税を受けて実 その教区で徒弟奉公 たない ただし、 ほ

ずない。 か を得るには教区全体の正式決定が必要で、 持たない もっとも、 新来者を課税対象に加えたり年次役職に選んだりして受け入れることは、 最初の二つの方法 (教区税の課税 教区は負担増を理解してい ・納付、 教区役職への選任) るため、 で居住資格 労働[.] 力 ま

このうち、 徒弟修業と一年雇用によって既婚男性が新たな居住資格(居住資格) を得

0

元の資格を失

61

か

ね

な

1

か

らである。

に、 居住資格がそれ以前の資格をすべて失効させるため、 0 は る ランドで長く一般 取得できない は 雇用主はこの方法で部下に居住資格が生じるのを嫌 を法が一 実質的 年雇用と推定するほど根強い慣行であったにもかかわらずである。 と明文で定めら に 難 的 L 61 であった一 既 婚 れ の徒弟はほ 年契約の慣行を大きく衰退させた。 てい る。 また とんど存在せず、 屋 用による居住資格」 生地 \ \ \ \ \ \ \ \ の教区 使用人もためらう。 既 婚 の (親族 使用 61 まな の住 人は の 導 む地 お 入 年 期 新し 間 雇 さら 未定 イ 用 で (V で

か、 ら 教会管理人や救貧監督官の判断で送還されるおそれがある。これを免れる道は二つ 資格を得にくい。 ń 独立して働く者 現居住教区 すなわち、 の救貧負担を免れさせる保証を、 そのため、 (普通労働者でも職工でも) 年十 ポ ンド 生計手段を携えて他教区へ移ると、 の家を借りること は、 二人の治安判事 (労働収入だけの者にはほ) 徒弟入りや一 年奉公では新 たとえ健康 が十分と認 め ぼ で勤 る額 たな居り 不 勉 可 に で差 でも、 能 限 住

な 出すことである。 未満では不足とされ、 実際には、労働で暮らす者にこの保証はほぼ不可能で、 保証· 水準 三十 ーは判事 ポ ンド未満の自由 Ó 裁量に委ねられるが、 保有地を購入しても居住資格 教区負担を賄うに しばしばそれ以上の高 は得 は三十 5 れ ポ

23

を求められる。

区で居住資格を得られないと定めている。 第十二年法 区の年次公職を丸一年務める場合を除き、 受け入れ教区の保護として、 る。 はその者を受け入れ、将来負担になり得るという理由だけでは退去させられないと定め い・徒弟・教区税の納付は、 人と救貧監督官の連署に二人の治安判事の許可を添えて証明書を発行した場合、 失われ ィリアム三世治世第八・第九年法は、 実際に教区負担が生じたときは、 かけてい (第一巻第十八章)は、この証明書で居住する者の使用人や徒弟も、その教 た労働移動の自由を一定程度回復するため、 いずれも取得要件として無効である。 証明書所持者は、 扶養費と送還費を発行元の教区が負担する。 最後の合法的居住資格のある教区が、 新たな居住資格を取得できない。 年十ポンドの借家を借りるか、 証明書制度が設けられた。 さらにアン女王治世 告知 自費で教 教会管理 他教区 ・年雇 他方、

住資格) 証 |明書の下では、居住者は徒弟・奉公・届出・教区税納付によっても新たな定住権 ーン博士の所見が示す。受け入れ教区が証明書を求める理由は明白である。 この 「証明書」 を得られず、 が先行法令でほぼ失われた労働移動の自由をどこまで回復 自分の徒弟や使用人にも定住権を生じさせない。 負担が生じたと したかは すなわち、 (居

きの送還先が確定し、 送還費や当座 の扶助費は発行教区が負担し、 病気で移送できな

他

区に戻ってくるからである。 通常は証明書を発行しない理由もある。 場 合も同 !教区が扶助義務を負う。 結局、 これらはすべて証明書が 貧しい者を受け入れる教区は常に証 多くの場合、 その人物はより あって初めて成り立つ。 惠 明 11 書の提示を求 状態で発行教

め、

送り出す教区は安易に発行すべきではない、というのが博士の結論である。

ただ

し

で

博士は あっても、 るという、 『救貧法史』において、 この である。 制度の 硬直性も併せて批判している。 教区役人の裁量ひとつで人を事実上一 不便で、 他所に住 生その地 む利 が 明 に 縛 5 り得 か

委ねられてい だけを示す。 居住証明は善行の証明ではなく、 る。 それにも バ 1 かかわらず、 ン博士によれば、 当該人物が本来属する教区に属しているという事 発給の可否は教会管理人と救貧監督官 両 名に署名を強制するための強制令 一の自由: (マンデ 裁量 実

け たという。 ス を求 めた例 が か つてあったが、 王座部法廷はこれを 「異例の 申し立て」として退 あ

25 る。 その主因は、 ングランドでは、 証明書なしに他教区で働く貧しい人を縛る居住資格法にあると考えら 互いに近接する地域でも賃金が大きく食い違うことがしばしば

住 され、 れ ランドでは、 れるにつれて段階的に下がり、やがて全国水準に戻るのが一般である。ところがイ という人工の境界のほうが、しばしば越え難い高い壁となる。 手不足を隣接教区の余剰労働で素早く補う自然な調整が働かない。 人にとっては、 |の障害がない国々では、賃金は大都市周辺や特需のある場所でやや高く、 る。 独身者も結婚すれば退去を命じられるのが通例である。このため、 独身で健康かつ勤勉なら黙認されることもあるが、 隣り合う地域の間に突発的で説明しにくい賃金差が生じがちである。 他国なら賃金帯を分ける海峡や山 一稜といった自然の境界よりも、 家族持ちは多くの教区で送還 スコットランドや定 ある教区 そこから離 貧し ・ング 一の人

識 びとの多くが、四十歳に至るまでの人生のどこかで最も苛烈な圧迫を味わっていると言 じく自由 まりには至らなかった。 である。にもかかわらず、自由に敏感なはずのイングランドの庶民は、 る性質ではない。 著は折々に定住法を公の害悪として批判したが、 非行のない人を、本人が望む教区から退けるのは、 の本質を取り違え、百年以上にわたり有効な救済もなくこの圧政に耐えてきた。 これに比べ、この稚拙な定住法の下では、イングランドの貧しい人 一般令状にも乱用の余地はあるものの、 一般令状への抗議のような大衆的 自然な自由と正義への明白な侵害 広範な圧迫を恒常化さ 他国の庶民と同

府

が

雇い

服

とえばジョー

ジ三世第八年法は、

口

ンド

ンと半径五マイ

ル

巻

の仕立て親方に対

般 た

る。

公正となる。

たとえば、

現物

払

いを禁じ賃金の現

金払い

を義務づ

け

る法律

は

雇

11

主

つ てよ

完全に立 K は 各州 の 廃れてい 長 の i J 章の 治安判事 結び る。 バ ĸ が !述べ 1 個 ン博士は、 莂 る。 K 水準を決 か つて賃金 四百年: いめるの は 以上の経験が示すところとして、 が 主 通 国 例で 全体 あっ の たが、 般法 で一 どちらの手法も今では 律 に定定 つめら 性 質上こま

の

ち

か 賃金を課せば競争心 な上限設定に不向きな事柄を厳格に規制する企てはやめるべきであり、 は削 が れ 勤 勉 や才知の発揮の余地も失われると総括する。 同 じ仕 事 に 百

ただし、 議会は今なお特定 の職 や地 域 の賃金を縛る個別法を持ち出すことがある。

喪期を除き日当二シリング七ペンス半を超える支払・受領を重罰付きで禁じた。 立 法

そのため、 い主と職工 労働者に 工の関係に介入するとき、 利する規制 は概して正当だが、 耳を傾けられるのは多くの場合雇 雇 61 主寄り の 規 制 は e J L 主側 ば ば で あ 不

他方、 実害を与えず、 第八年法 は雇 現物 13 払 主 61 を装 に利する。 9 た不払 雇 い主は賃金抑 の慣行を改めさせるだけで職 制 の ため違反に罰 定に の ある私 利益 をも 的 盟 たらす。 約 で

上 一限を取り決めるが、 職 工が逆に「一定額未満は受け取らない」と結束すれば法は厳

27

者と同列に縛られる、 の く罰する。 結託が目指す賃金上限を法の力で実現してしまう。 本来なら雇い主にも同じ扱いでなければ公平ではないのに、この法は雇 という職工の不満はもっともである。 能力の高 i J 勤勉な職人まで凡 い主

な

残るが、 立つ支障はほとんどなく、導入されたごく少数の都市でも顕著な利得は確認されていな ず、この欠陥はジョージ三世治世三年まで放置された。それでもアッサイズがなくて目 生活必需の第一であるパンの価格を公が所管する理も立つが、そうでなければ競争に委 残るのは実質、 61 ズ算定方式は、 ねたほうがはるかに適切に機能する。 昔は商人や小売の利潤を抑えるため食料や諸商品の価格を公定しようとしたが、今日 なお、 運用 スコットランドの多くの町には独占的特権を主張するパン職人の同業組合が はおおむね緩やかである。 市場書記官職の不存在という法の不備ゆえスコットランドでは施行でき パンのアッサイズだけである。 ただし、ジョージ二世治世三十一年法 排他的な同業組合が幅を利かす土地では、 のアッサ

景気の前進・停滞・後退に大きくは左右されない。社会全体の変動は賃金と利潤 水準を動かすが、最終的には各分野に等しく及ぶため、比率そのものは保たれる。 すでに見たとおり、 労働と資本の各分野における賃金と利潤の比率は、 社会の貧富 !の一般